

土地改良施設維持管理適正化事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 3,312 (3,312) 百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図ります。

<政策目標>

農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、適期的確な整備補修による施設の機能の保持と耐用年数を確保

<事業の内容>

1. 施設整備補修

施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修等)を実施します。

2. 施設改善整備対策

水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修(ゲート設備の電動化、漏水防止のための水路整備等)を実施します。

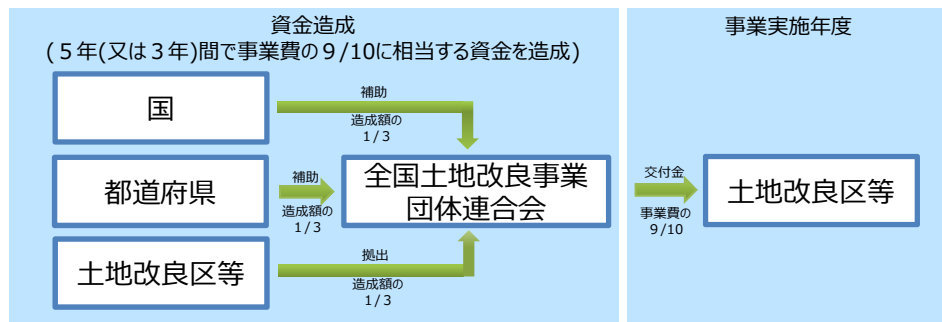
3. 安全管理施設整備対策

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設(フェンス、通行止門扉等)を計画的に整備します。

4. 緊急整備補修

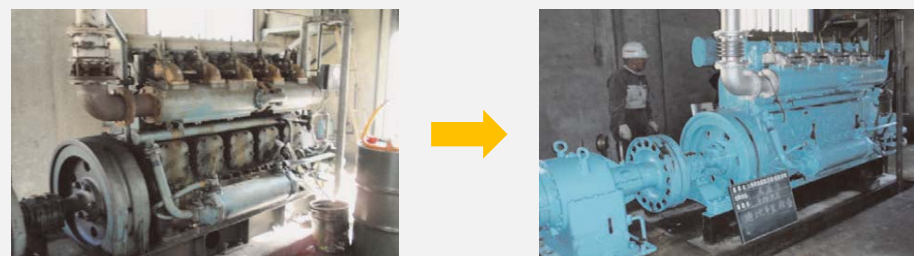
予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

施設整備補修



施設改善整備対策



安全管理施設整備対策



緊急整備補修



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)